

議事日程(第4号)

令和元年6月25日 午前9時00分開議

- 日程第1 議案第56号 うきは6次産業化研究開発・事業化支援センターの指定管理者の指定について
- 日程第2 議案第51号 うきは市森林環境譲与税基金条例の制定について
- 日程第3 議案第47号 令和元年度うきは市一般会計補正予算(第2号)
- 日程第4 議案第49号 うきは市道路線の認定について
- 日程第5 議案第50号 コミュニティセンターの指定管理者の指定について
- 日程第6 議案第52号 うきは市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第7 陳情第10号 (平成30年継続分)  
地元高校生との意見交換会(対話)の企画・開催について
- 日程第8 請願第1号 主要農作物種子法の新たな法整備及び条例制定を求める請願書
- 日程第9 請願第2号 建設従事者のアスベスト被害の早期救済・解決と被害者救済基金の設立を検討することを国に働きかける意見書提出を求める請願書
- 日程第10 追加議案上程 発議第1号 1件  
意見第1号から意見第3号まで3件
- 日程第11 発議第1号 うきは市議会議員の議員報酬等の特例に関する条例の全部を改正する条例の制定について
- 日程第12 意見第1号 主要農作物種子法の新たな法整備を求める意見書(案)の提出について
- 日程第13 意見第2号 主要農作物種子法にかわる福岡県独自の条例制定を求める意見書(案)の提出について
- 日程第14 意見第3号 建設従事者のアスベスト被害の早期救済・解決と被害者救済基金の設立を検討することを求める意見書(案)の提出について
- 日程第15 諸報告
- 日程第16 閉会中の審査・調査の申出について  
(総務産業常任委員会)

- ・陳情第1号 上水道事業に関わって、小石原川ダムの負担金24億円等の支払い義務が平成32年度から発生することになるが、その支出財源を市長に問い質すとともに、議会として適切な政策提言をおこなうこと等の陳情

- ・消防団活動に関する調査
- ・自治協議会の活動推進に関する調査
- ・地方創生推進に関する調査
- ・所管事務調査

(厚生文教常任委員会)

- ・子育て支援に関する調査
- ・自治協議会の活動推進に関する調査
- ・地方創生推進に関する調査
- ・所管事務調査

#### 本日の会議に付した事件

- 日程第1 議案第56号 うきは6次産業化研究開発・事業化支援センターの指定管理者の指定について
- 日程第2 議案第51号 うきは市森林環境譲与税基金条例の制定について
- 日程第3 議案第47号 令和元年度うきは市一般会計補正予算（第2号）
- 日程第4 議案第49号 うきは市道路線の認定について
- 日程第5 議案第50号 コミュニティセンターの指定管理者の指定について
- 日程第6 議案第52号 うきは市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第7 陳情第10号 （平成30年継続分）  
地元高校生との意見交換会(対話)の企画・開催について
- 日程第8 請願第1号 主要農作物種子法の新たな法整備及び条例制定を求める請願書
- 日程第9 請願第2号 建設従事者のアスベスト被害の早期救済・解決と被害者救済基金の設立を検討することを国に働きかける意見書提出を求める請願書
- 日程第10 追加議案上程 発議第1号 1件  
意見第1号から意見第3号まで3件
- 日程第11 発議第1号 うきは市議会議員の議員報酬等の特例に関する条例の全部を改正する条例の制定について

日程第12 意見第1号 主要農作物種子法の新たな法整備を求める意見書（案）の提出について

日程第13 意見第2号 主要農作物種子法にかわる福岡県独自の条例制定を求める意見書（案）の提出について

日程第14 意見第3号 建設従事者のアスベスト被害の早期救済・解決と被害者救済基金の設立を検討することを求める意見書（案）の提出について

日程第15 諸報告

日程第16 閉会中の審査・調査の申出について

（総務産業常任委員会）

- ・陳情第1号 上水道事業に関わって、小石原川ダムの負担金24億円等の支払い義務が平成32年度から発生することになるが、その支出財源を市長に問い質すとともに、議会として適切な政策提言をおこなうこと等の陳情

- ・消防団活動に関する調査

- ・自治協議会の活動推進に関する調査

- ・地方創生推進に関する調査

- ・所管事務調査

（厚生文教常任委員会）

- ・子育て支援に関する調査

- ・自治協議会の活動推進に関する調査

- ・地方創生推進に関する調査

- ・所管事務調査

---

出席議員（14名）

1番 佐藤 茂和君

2番 組坂 公明君

3番 佐藤 裕宣君

4番 野鶴 修君

5番 竹永 茂美君

6番 岩淵 和明君

7番 鏝水 英一君

8番 熊懷 和明君

9番 中野 義信君

10番 佐藤 湛陽君

11番 上野 恭子君

12番 伊藤 善康君

13番 江藤 芳光君

14番 櫛川 正男君

---

欠席議員（なし）

---

事務局出席職員職氏名

局長 石井 良忠君                      記録係長 宮崎 恵君  
記録係 伊藤 諒平君

---

説明のため出席した者の職氏名

市長	高木 典雄君	副市長	今村 一朗君
教育長	麻生 秀喜君	市長公室長	楠原 康成君
総務課長	田籠 正規君	監査委員事務局長	松尾 正和君
会計管理者	田尻栄三郎君		
市民協働推進課長兼男女共同参画推進室長			石井 孝幸君
企画財政課長	中野昭一郎君	税務課長	山崎 秀幸君
徴収対策室長	白石 孝博君		
市民生活課長兼人権・同和対策室長			松岡 美紀君
保健課長	原 廣正君	福祉事務所長	末次ヒトミ君
住環境建設課長	江島 高治君	水資源対策室長	吉松 浩君
うきはブランド推進課長			樋口 秀吉君
農林振興課長兼農業委員会事務局長			石井 太君
浮羽市民課長	園田 隆彦君	学校教育課長	瀧内 教道君
生涯学習課長	井上 理恵君	自動車学校長	高木 慎君
総務法制係長	宮崎 哲工君	財政係長	江藤 良隆君
農政係長	高山 靖生君		

---

午前9時00分開議

○事務局長（石井 良忠君） 起立、礼。着席。

○議長（櫛川 正男君） 改めまして、おはようございます。

ただいまから本日の会議を開きます。本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

ここで住環境建設課長及び企画財政課長より発言の申し出がっておりますので、これを許可します。初めに、江島住環境建設課長。

○住環境建設課長（江島 高治君） おはようございます。貴重な時間をいただきまして、本日、皆様のお手元にA4版、うきは市新生涯学習センターりり色ふるさと館専決処分の報告を本6月

議会初日に行いました折に、7番、鎌水議員様より質問を受けておりました案件につきまして、説明のほうをさせていただきたいというふうに思っておるところでございます。

まず、上段でございます。現在までの各工種の当初契約、変更契約、この契約に基づく前払い、中間払い、精算払いの執行状況を記載しておるところでございます。その下段の表につきましては、生涯学習センター建築確認申請の経過を記載しておるところでございます。記載のとおり、申請につきましては、2月13日に提出を行い、確認済み証の交付予定日につきましては、建築基準法第6条の4、審査期間については35日以内に審査結果を報告することになっております。

また、平成19年6月施行、建築基準法改正により、一定規模以上の建築物は適合性判定機関の審査が加わり、県の審査が行われた後にこの申請書が構造適合性判定機関のほうに送られ審査が行われたところでございます。

今回、構造計算適合判定に基づき、基礎部の安全性をさらに向上させる提案を受け、結果といたしまして、5月30日の確認済み証の交付となったところでございます。

建築基準法第6条許可済み証を受けての工事着手が基本でございます。今回、発注を急いだ理由といたしまして、基本、工事につきましては年度内完了が原則であり、適正工期を確保するため、確認申請許可前の契約を行っております。契約の事業者につきましては、準備工として施工計画、仮囲い、材料の手配、また、下請業者等の手配等、さまざまな業務が先行できると判断をしたところでございます。

なお、この工事着手につきましては、建築基準法第6条の準備工の着手を規制するものではございません。また、この件につきましては、県の建築指導課のほうの意見を伺って実施をしたところでございます。また、当然、確認申請で追加、変更等の指示につきましては、今回の事業につきましては、毎週、工程会議を行ってきたところでございます。この工程会議の中で確認をいたしまして、協議書を残してきたところでございます。施工中の変更案件についても同様、協議書を作成し、最終変更設計で対応してきたところでございます。

また、建築確認申請に記載しております工事着手予定日につきましては、記載前の着手となる場合は、県への報告の必要がありますけれども、工事完了予定の変更については改めて報告の指示はございません。ただし、完了した場合、県の完了検査を受けなければならないところがございます。

続きまして、表の中段になりますけれども、各工種の起工から変更工期を記載しておるところでございます。その下段につきましては、各確認申請の項目、審査手数料の予算執行状況を記載しておるところでございます。一番下の表になりますけれども、設計業務予算、契約額を記載しておるところでございます。設計業務予算につきましては、繰越明許の手続を行っており、執行予算、入札差金については、減額補正は行っていないところでございます。

説明は以上でございます。

○議長（櫛川 正男君） 中野企画財政課長。

○企画財政課長（中野昭一郎君） 企画財政課の中野でございます。私のほうから、落札できなかった場合の入札結果の公表について、改めてお答えをさせていただきます。

現在、本市におきましては、入札が落札した場合の結果について公表をさせていただいており、不調そのものの結果は公表をいたしておりません。しかしながら、例えば災害等で緊急を要する場合などに入札を行ったものの、全社辞退により、やむを得ず随意契約によって業者を選定する場合がございますが、その場合は公表簿によってそれらの経過を報告させていただいておるところでございます。

また、委託等では、2回入札を行ったものの、予定価格以下に至らなかったために最低価格で応札をした事業者と見積もり合わせにより金額を決定する場合がございます。その場合も公表簿の中でその経過がわかるような表記をさせていただいていることをつけ加えさせていただきます。

以上でございます。

---

### 日程第1. 議案第56号

○議長（櫛川 正男君） 日程第1、議案第56号うきは6次産業化研究開発・事業化支援センターの指定管理者の指定についてを議題とします。

説明を求めます。農林振興課長。

○農林振興課長（石井 太君） おはようございます。

農林振興課、石井と申します。どうぞよろしく願いをいたします。

追加議案1ページをお願いいたします。

議案第56号うきは6次産業化研究開発・事業化支援センターの指定管理者の指定について、下記のとおり、地方自治法第244条の2の規定による指定管理者の指定を行うことについて、同条第6項の規定により、議会の議決を求める。令和元年6月18日提出、うきは市長高木典雄。

- 1、指定管理者に管理を行わせる施設、うきは6次産業化研究開発・事業化支援センター。
- 2、指定管理者に指定する者、東京都千代田区丸の内3丁目4番1号、株式会社イースト。
- 3、指定する期間、令和元年7月1日から令和4年3月31日まで。

提案の内容につきましては、このうきは6次産業化研究開発・事業化支援センターにつきましては、平成30年度地方創生拠点整備交付金を活用して本年3月に完成をしたものです。設置の目的につきましては、農業者等の所得の増大を推進するとともに、地域産業の振興を図るため、農業団体等と連携をして農業生産者及び商工業者等がみずから行う地域農産物等を活用した加工品等の研究開発及び事業化に向けた支援を行う施設であります。

同施設の運営管理を行う指定管理者の選定に当たっては、うきは市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第4条の規定により、指定管理者の公募型プロポーザルによる選定を行っております。公募型プロポーザルにつきましては、3社からの御提案があり、仕様書及び実施要領に基づき御提案いただいた提案書について審査委員会設置要綱に基づき審査を行い、株式会社イーストを選定しております。

株式会社イーストにつきましては、オペレーション事業やセールスソリューション事業などの企業支援を行うコンサルティング会社でございます。また、指定期間につきましては、令和元年7月1日から令和4年3月31日までを予定しているところでございます。

説明は以上でございます。御承認をいただきますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（櫛川 正男君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。6番、岩淵議員。

○議員（6番 岩淵 和明君） 改めてお尋ねいたしますけれども、今回の6次産業化についてですけれども、農業の活性化のためにするということについては賛成なわけですけれども、実際に相当額のコストをかけて設備をつくったと。改めて、見込み数についてどういう見通しを行政として持っておられるのか。あるいは、現地も視察させていただきましたけれど、それなりに——広いというわけにはいかないけれど、研究室みたいな形になってますけれども、耐用年数をどのように見ておられるのか、その辺の効果をどういうふうに見ておられるか御説明いただけたらありがたいと思います。

以上です。

○議長（櫛川 正男君） 石井農林振興課長。

○農林振興課長（石井 太君） まず、施設の利用の見込みでございます。

近隣、あるいは類似施設等をこちらのほうで調査をさせていただいたときに、大体60%程度というふうな数字のところを伺っております。施設のパーセンテージが目標値として定めているわけではございませんけれども、基本的な稼働率については、もう毎日使っていただきたいという計画でございますけれども、とにかく当初につきましては、関係する農業者、農業団体等と連携を取りながら、少しでも多くの方に6次産業化施設を活用できるように誘導してまいりたいというふうに考えております。

もともとこの6次産業化そのものの考え方が、農業者そのものは生の果実、野菜で勝負をしたいという考えがありますが、その価格が低下していく中で、その低下分、あるいは農閑期の利用をいかに有効に活用して農業者の所得を上げていくかということに尽きるかと思っております。ですから、夏場の一番フルーツが忙しいときにそこが使えるかということ、そこはちょっと農業者あたりのこれからの協議をしていくことになると思いますけれども、利用率については、

できるだけ上げていくところでの努力をしていきたいというふうに考えております。

耐用年数につきましては、それぞれちょっと機械で耐用年数を持つて数字が違いますので、後ほど耐用年数については改めて御報告をさせていただきたいと思っております。

○議長（櫛川 正男君） 6番、岩淵議員。

○議員（6番 岩淵 和明君） そういうことで、なるべく多くの方がどういうふうにご利用されるか、大きな鍵になるかなというふうに思っています。

今回、提案いただきました指定管理についてですけれども、それを選んだ理由、利用との関係でどういうふうにご考慮されるのか。いわゆる多く、たくさんの方が利用して、稼働率60%ということでおっしゃってましたけれども、それに結びつくためにどういうふうなことを考えられているのか、ちょっとお尋ねいたします。

○議長（櫛川 正男君） 石井農林振興課長。

○農林振興課長（石井 太君） まず、このイーストを選んだ理由につきましては、市の方針、施設の目的に沿った御提案であったということが一番でございます。内容につきましては、利用の拡大のため、あるいは運営サポートの提案がすぐれていたこと。それから、商品開発及び販路、企業等のマッチングの支援体制がすぐれていたこと。最後に、市内の未利用果物、それから遊休施設等の活用等がこの提案に込められていたことが高い評価につながっております。

それから、2点目の利用者を拡大する取り組みでございますけれども、まず、利用者の説明会を、計画では月に3回程度やっていきたいというふうなことでございます。それから、SNSのサイトを立ち上げ、情報発信に努めていきたい。メディアリリース、それから、いち早く市内のJAにじを含む事業者等への回り込みと申しますか、営業を開始して、利用拡大のための協力を要請する。市内外の企業への営業と申しますか、そういったものにも努めていきたいというふうなことが利用拡大のための取り組みということで評価をいたしております。

以上でございます。

○議長（櫛川 正男君） 今村副市長。

○副市長（今村 一郎君） 今、農林振興課長からお答えしたとおりでございますけれども、それにちょっと補足をさせていただきますと、予約のシステムにつきましては、私ども窓口での対応、それから電話等の予約、そういったものを想定しておりましたけれども、提案では、いわゆるインターネットを使った予約システム管理、それから空き状況等をいち早くその場で、電話で確認せずに見られるといった、そういったシステムを構築するという提案もいただいておりますので、そういったことを活用することによって、空き時間を有効に使って利用率を上げるというところも取り組みができるのではないかと申すところは評価をしているところでございます。

以上です。

○議長（櫛川 正男君） ほかに質疑ありませんか。5番、竹永議員。

○議員（5番 竹永 茂美君） 3点お尋ねしたいと思います。

先日お伺いしまして、個別の補習を受けさせていただきまして、若い方が一生懸命取り組んである分、熱意は十分わかりましたが、まず1点目、企画書のほうの13ページにも障害者雇用を含む体制づくりということで書いてあります。私の1番目のイメージは、狭いということを感じました。したがって、先ほどの障害者の雇用の活用ということになりますと、車椅子等を使われると思いますが、そうした場合に、それぞれの部屋から部屋への移動については、大変不便ではないかというふうに思っております。その点について、どのような経緯で、それぞれのスペースなりが、あるいは障害者の活用を考慮されたか、お尋ねいたします。

それから2点目が、見学した折に、衛生面からということで、上は帽子から、それから白衣、そして靴など、いろいろされたわけですが、個人負担があるというふうにお話をお聞きしました。単純に1人の人が1回利用した場合、どれだけの個人負担がかかるのか、お尋ねします。

それから3点目が、いろんな機器があるのは十分わかったんですが、1点目と関連しますが、通路等にもいろんな機器を、それぞれの加工室1や2や、あるいはほかのどこへ動かすために置いてありましたが、これは防災上、消防署からの、いわゆる許可を得たというふうに考えていいのでしょうか。消防署のほうからは何もそういう防災に関する指摘はなかったのかどうか、お尋ねいたします。

○議長（櫛川 正男君） 石井農林振興課長。

○農林振興課長（石井 太君） まず1点目の雇用の関係でございます。

提案書の中では、市内の雇用をふやしていきたいという御提案になっております。また、中には障害者的な雇用も検討していきたいという提案でございます。聞くところによりますと、この提案につきましては、例えば受け付け業務でありますとか、事務所内で指定管理者が行う業務のサポートをできないかという1つの提案というふうにも伺っております。

今後、作業所内でのそういった障害者を含む農福連携的な取り組みについては、今後、検討していきたいというふうに考えております。

2点目の衛生面につきましてでございますけれども、研究開発と事業化というところで少し区別をする必要があろうかというふうに考えております。基本的には自前でお願いをするんですけれども、私どもが考えている白衣につきましては、今、購入価格が200円でございます。必要がある方には、そのものについては、その価格で御提供させていただきたいと思っております。研究開発の段階で、それぞれが帽子、マスク、あるいはそういった白衣に類する、衛生上問題がないというふうなものを御持参いただければ、それを使っていただくことは構わないというふうに考えております。

ただし、事業化、販売を目的とするものについては、当然、保健所等の指導、あるいはそういった面での規制がございますので、それについては利用する事業者の責任のもとに活用していただきたいというふうに考えております。

3点目の防災上の通路でございます。現在、中身を整理中でございますので、本稼働になりましたら、通路等に機材を置くということは控えたいと思いますが、その上で防災上、通路の取り扱いについては、改めて消防署のほうとも協議をする場を設けさせていただきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（櫛川 正男君） 5番、竹永議員。

○議員（5番 竹永 茂美君） 1点目は、それこそ体格がいい農家の方が来られたときの部分を考えて思ったわけなんですけれども、3点目にかかわりますが、この建物ができて、消防署の許可は得たというふうに捉えてよろしいのでしょうか。

それから2点目は、開発の部分は200円プラス帽子、マスク、自前でそろえればいいということですが、事業化については、今度は保健所の許可ということで事業者負担ということですが、そのようなことは利用者の手引きといいますか、それに書いてあるというふうに理解してよろしいのでしょうか。

○議長（櫛川 正男君） 石井農林振興課長。

○農林振興課長（石井 太君） まず1点目の消防署の許可につきましては、先ほどの耐用年数とあわせて、後ほど御回答させていただきたいと思っております。消防署の立ち会いの関係をちょっと私が承知をいたしておりませんので。

申しわけありません、訂正いたします。

消防署の許可については、その許可を取った後に確認申請等の手続に入りますので、消防署の許可等は確認済みということで、先ほどの発言を訂正させていただきます。

それから、手引きにつきましてでございますけれども、まず現在、発行しております広報紙等でもそのことについては触れております。また、施設の借用申請の折に施設の利用要綱等を整備しております。また、利用者の方へというお願い等も事前に配布を予定しておりますので、そういった中で御理解をいただきながら、事業化に向けた取り組みを進めていただきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（櫛川 正男君） ほかに質疑ありませんか。10番、佐藤議員。

○議員（10番 佐藤 湛陽君） 委託期間ですが、3年以降はどうなるものか。

それと施設等の補修、修繕について、5万円以下はするというけど、それ以上になった場合、

例えば冷蔵庫で、いろんな場合でも、それを元の規格じゃなくて、それを大きくするとか、恐らく出てくるじゃろうと思うんです、利用する間にもっと大きい機械を据えてくれとか、そういうのはどういうふうになってるのかという2点。

○議長（櫛川 正男君） 石井農林振興課長。

○農林振興課長（石井 太君） 今回、御提案しております指定管理の期間につきましては、3カ年度を御提案させていただいております。

その後につきましても、現時点では改めて指定管理者の公募を行うことになるというふうに考えておりますが、その時点で市内の事業を営もうとする新しい方、あるいは市内でそういった方に興味があるというふうな事業者が出た場合には、そういったものも当然、検討していく必要はあろうかというふうに考えております。

それから、施設の補修につきましては、基本的には施設そのものは市の所有になりますので、市が責任を持って管理をしていくことになります。また、施設等の機材の更新も含めた改善につきましては、利用者の声、あるいは活用のための協議会を立ち上げますので、そういった協議会の中で出た御意見等を市役所の中でまた検討してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（櫛川 正男君） ほかに質疑ありませんか。3番、佐藤議員。

○議員（3番 佐藤 裕宣君） 私の3月の一般質問、それから市長の施政方針の中でも、中村学園との協力、連携というのをしきりと強調されておりました。指定管理業者に委託する中で、この中村学園のかかわりというのを具体的に教えていただきたいということと、あと、そこに料金とか賃金は発生するのか、発生するとしたなら、どういった予算で賄うのかということをお尋ねいたします。

○議長（櫛川 正男君） 石井農林振興課長。

○農林振興課長（石井 太君） 中村学園とのかかわりでございます。

まず施設の管理という部門で、現在、整備を進めております品質管理室、こちらのほうの支援を中村学園のほうにはお願いしたいというふうに考えております。料金等は発生しない考えであります。

また、中村学園の生徒を含む、そういった方々にも6次産業化施設を活用していただいて、うきはに来ていただく、そういったことへのつなぎもしていきたいというふうに、両面で考えております。

以上でございます。

○議長（櫛川 正男君） ほかに質疑ありませんか。13番、江藤議員。

○議員（13番 江藤 芳光君） 先ほど岩淵議員からありましたように、私も初めて中を見せて

いただきました。

石井課長のほうから説明をしっかりと受けて、なかなかこの間、建物の——あくまでもこの事業については、まさに地方創生の基軸を担う事業だというふうに認識をして、大変期待をいたしたところでございますが、なかなか運営管理についてが十分情報を得られないまま、今日まで来ておりましたけど、現場でいろいろ資料をいただきながら聞かせていただいた結果において、非常に今後の期待が膨らんだところでも、正直なところでもございます。ぜひこの事業がうきは市の農業を含めた生き残りをかけた起爆剤になることを期待するものであります。

そこでお尋ねしたいのは、6次センターの推進協議会、どういう団体かということがこの資料にも書かれておりますし、まだふえる可能性もあろうかというふうに思います。この事業がよりよく発展する非常に重要な支援団体だというふうに思っております。毎月1回開催予定ということを知っておりますけども、この団体のやっぱり後方支援なり、いろんな実質的に非常に重要な意義を持つと思っておりますので、これが形式的に終わらないようにということをここできちっと確約もいただきたいし、事務局はもう農林振興課だろうというふうに思うんですけども、まずどういうものを具体的に協議会というのは目指そうとしているのか、これはぜひしっかり永続しながら、事業成功の鍵を握ると思っておりますので、まずその点のお考えを確認させていただきたいと思っております。

○議長（櫛川 正男君） 石井農林振興課長。

○農林振興課長（石井 太君） 現在、うきは6次産業化研究開発・事業化支援センター利用促進協議会なるものを立ち上げさせていただいております。現在の構成といたしましては、JAにじ、うきは市商工会、うきはの里株式会社、オブザーバーとしてエフコープ、中村学園、会員として農村女性協議会、農業生産者——観光農園、あるいはなないろわおん等の6次産業化に取り組む団体でございます。それから、行政が入った協議会でございます。

この協議会の現在、規約を定めておりますけども、目的につきましては、こちらの設置条例とほぼ同じ目的になっております。事業の中身につきましては、いかにこの6次センターの利用を促進するかという観点から、PRに関する事、事業化支援センターの情報に関する事、事業化支援センターの利用促進に関する事、このことをこの協議会の中で検討しながら、利用者がいかにこの施設を有効に活用できるのか、あるいは問題点、課題等がないのか、こういった協議会の中で進めてまいりたいというふうに思っておりますし、ここでできた産物等につきましては、それぞれの団体等から市内のいろんな方に情報発信をしていただきたいというふうに考えております。

また、この協議会につきましては、現時点での構成メンバーでございますので、今後、拡大をしていくというふうなことも考えておるところでございます。

以上でございます。

○議長（櫛川 正男君） 13番、江藤議員。

○議員（13番 江藤 芳光君） わかりました。ありがとうございます。

それで、この6次センター推進協議会、課長の話では利用者協議会のように聞こえてきますが、これは推進協議会でいいんですね。利用の立場からこういう団体を組織化するというこのようでございますが、名称は推進協議会ですね。利用者協議会じゃないですね。

それから、これは互選によると思う、会長が決まるんだと思います。それから、この会の毎月開催について、これは費用は発生しないということで説明があったと思いますが、いま一度確認をさせていただきたいと思いますが、それよりもイーストという企業の内容を知るにつれ、やはり非常に地方創生事業に適した企業の規模、能力、実績ともに非常に素晴らしいものだというふうに思っております。それはそれとして、これらの運営を側面から支える、底辺から支えるという協議会だと思いますので、これがしっかりと永続して、この6次産業を成功に導いていくものだと思いますので、その点をお尋ねして終わりたいと思います。

○議長（櫛川 正男君） 石井農林振興課長。

○農林振興課長（石井 太君） まず、この協議会の名称につきましては、利用促進協議会というふうな位置づけにさせていただいております。

当然、それはこの6次センターを総合的に有効に活用していくための、もうあらゆることを協議していくところというふうに御理解をいただければというふうに思っております。活用も広げていきたいと思ひますし、使っていただく方々のいろんな問題点等もこの場で協議ができればというふうに考えております。

また、この会の会長には、市のほうから副市長のほうにお願いをしております。副会長にはJAにじの営農常務のほうにお願いをさせていただいております。

それから、費用につきましては、市のほうの報酬条例等ではうたっておりませんけれども、地方創生推進交付金のこの事業のためのソフト事業を用意しております。また、JAにじを含めたいろいろなところから、この協議会等への支援もお願いをしていきたいというふうに考えております。そういった中で、一般の農業者、あるいは事業者等に御苦勞をかけることとなりますので、そういった報酬等についても7月以降、捻出ができないかというふうなことは、今後改めて検討させていただきたいというふうに考えております。現時点では、市のほうから報酬等を払うことにはなっておりません。

以上でございます。

○議長（櫛川 正男君） ほかに質疑ありませんか。4番、野鶴議員。

○議員（4番 野鶴 修君） 私も今回の6次産業化研究開発・事業化支援センターに関しまし

ては、非常に今回の指定管理、会社については期待するところで意見を述べたいと思います。

今回の議会の冒頭にもありましたように、私たち総務産業常任委員会につきましても、6次産業化研究開発・事業化支援センターの開館前に、類似施設の管理方法や人員配置等について視察を行ったところでもあります。その内容については、冒頭に委員長より報告があったばかりでございますけど、視察した結果といたしまして、どこもそれなりの人員配置、こういったことも行われておりますし、運営費等につきましても大体今回の投資の指定管理の約2倍以上の予算化ということで、この施設の運営が行われておりました。

私としては、一番今、危惧している点につきましては、今回の指定管理につきましても、先ほど提案がありましたように、3カ年の契約ということであると思っておりますけど、やはりことし7月からスタートした段階におきまして、市民へのサービスの充実、または利用者の拡大、こういったことがもしうまくいってふえたとしたときに、今回の指定管理料で果たして業者としてやっていけるのかなということを心配しております。

この施設そのものが利益を生むような施設ではございませんので、今後、市民へのサービスの充実とか利用者の拡大、こういったことがふえてきたときには、それから議会のほうでも再三言っておりますけど、やはり専門的アドバイザー等の配置、こういったこともお願いをしたいということで要望してきております。そういったことを考えたときに、これを3カ年間、今回の指定管理料で押し通すということではなくて、例えばそういった市民の要望とか施設の利用状況、こういったことを十分勘案しながら、今後、指定管理料や指定管理の内容、こういったことも見直すと、この3カ年の間に見直すこともあり得るということをぜひとも視野の中というか、お含みいただきたいなというふうに思います。

これにつきましては、課長のほうからは答弁しにくいと思っておりますけど、例えばそういう状況が出てきたときにどういうふうな体制でやっていくのか、市長のほうに一言お尋ねしたいと思っております。

○議長（櫛川 正男君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） 本議案が御承認いただきましたらば、議員の御指摘についてはしっかり承って、対応していきたいと、このように思います。

○議長（櫛川 正男君） ほかに質疑。11番、上野議員。

○議員（11番 上野 恭子君） この6次産業化につきましても、私、個人的に大変賛成するものであります。その中で、この研究開発の部分で、うきはの観光につながるようなグルメ料理ですね、そういうものも頭に置きながらこの施設を利用させていただく、そういうことを願っております。

そして、その中に非常に魅力的な機器がいっぱいあって、非常に胸がときめいたわけですが、

その機器を使うということは、家庭でもそうでございますが、使えばお掃除が非常に時間を取るわけです。それでやっぱりいい機械は十分な清掃がなされなければなりませんので、そのチェック体制を十分していただいて、使った方の不備があれば、そのところをどう対応するか、そういうところをしっかりとやっていただいて、前に進めていただきたいと思います。

以上です。

○議長（櫛川 正男君） 石井農林振興課長。

○農林振興課長（石井 太君） ありがとうございます。

まず、機械の使い方については、先ほど言いましたように使用規定を設けております。丁寧に使ってくださいということは、事前にまずはお願いをさせていただきます。それから、使い終わった後の清掃につきましては、基本的には利用者が責任を持って清掃をしていただくというお願いになります。施設管理者の許可を受けて、その清掃を終わるというふうな流れにしております。そういった衛生面については、指定管理者とも十二分に事前に協議をしながら進めてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（櫛川 正男君） ほかに。12番、伊藤議員。

○議員（12番 伊藤 善康君） 何回もお願いしましたが、とにかく指定管理3年、その後、もうこれが誰も利用せぬようにならんごとですね、もうとにかく長く継続してやってもらいたいというのが一番の希望です。農業者のためには、もう大変今まで期待をしとった施設だと感じております。

それと、ここで仮に商品を開発して、道の駅とか、耳納の里で販売をするということです。その中で仮にヒット商品が出た場合、これをどう取り扱うのか。市内の一般の、仮に今の言葉で言えばスイーツとか、そういうとができた場合、ほかのお菓子づくりよるところがいっぱいあるですね、うきは市にも。そういったところにも提供するというか、広めて、もう、うきは市全体でそのヒット商品を売り込んでいくのか。特許は関係ないかもしれませんが、いい商品ができれば、もうある特定の業者に任せて、そこでつくらせるというのも1つの方法かと思いますが、うきは市全体の底上げをするためには、やっぱりうきは市全体で売り込んでいくという方法を私は望んでおりますが、その辺はいかがですか。

○議長（櫛川 正男君） 石井農林振興課長。

○農林振興課長（石井 太君） まず、こちらのほうでできる商品の関係で、個人の農業者、事業者がつくったものについては、当然、権利は個人の方にあるというふうに思っております。その方が例えば商標登録をされる、あるいは特許まで行くような話になってほしいんですけども、そういうふうになったときに、まずは製作者、利用者がどのように考えるかというふうに思っ

おります。

ただ、この施設管理者、株式会社イースト等が開発した商品等については、これは市民の方、どなたでも利用できるような、みんなに広めていけるような取り組みにしていきたいというふうに考えております。いずれの場合にしても、市内の農作物を活用した商品であっていただきたいというふうにも願っております。

以上でございます。

○議長（櫛川 正男君） 12番、伊藤議員。

○議員（12番 伊藤 善康君） わかりました。

しかし、個人がやっぱり商品開発するですね。そうした場合は、確かに個人に権利があると思いますが、その辺ももうちょっと相談でもして、全体で取り組むような形に持って行っていただきたいと思います。

それでもう一つ、漠然とした形で相談しに行くと思います。ここに柿があるばってん、これがどげんかならんじゃろうとか、そいけん、農業者が仮に個人で持ち込む場合は、幾つかはアイデアがあると思いますが、たくさんはないとですよ、みんな。そこまで考えとりません。そういったときに、もう気軽にこれならこれとこれと、ずっとアドバイスできるような相談窓口、それの充実をお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（櫛川 正男君） 石井農林振興課長。

○農林振興課長（石井 太君） 先ほどの御質問とも重複しますけれども、そういった商品等ができたものについては、できるだけうきは市の農作物が流通するような仕掛け、御相談を、これはさせていただきたいというふうに思っております。

それから、農業者等のそういった御相談につきましては、6次センター、施設でというふうなことよりも、農林振興課としての対応かというふうに思っております。うきはブランド推進課のほうにも商工振興もございますし、ブランド戦略もございます。市の中でそういった新商品等の開発については支援できる中で、御支援をさせていただきたいというふうに思っております。

また、アドバイス等につきましては、この施設の協議会の中で専門のそういった御要望があるというふうなことにつきましては、そういった専門の講師あたりの派遣も考えておりますので、そういったものについては柔軟に対応できるような体制を取っていきたいというふうに考えております。

○議長（櫛川 正男君） 今村副市長。

○副市長（今村 一郎君） 先ほど体制のところでも御説明しましたけれども、私のほうからちょっと追加で御説明させていただきますと、中村学園と提携を結んでおりまして、中村学園は常時いるわけではありませんけれども、教授、それからそういった食物関係の加工や新しいレシピを

考える、そういった学科がありますので、そこの生徒さんたちが現地のほうでいろいろその機械を使ってやるということもございます。そういった機会を捉えて相談会であるとか、あるいは講演会、講習会、そういったものを実施しながら、新しいアイデアを出していただくかなと、そういうふうに思っております。

以上です。

○議長（櫛川 正男君） ほかに質疑ありませんか。2番、組坂議員。

○議員（2番 組坂 公明君） 1点なんですけど、先ほど伊藤議員がおっしゃった、全体に収益が上がるような、そういった組織体制というのは私は必要だろうと思います。でないと、ブランド化というのはできないのかなと。単に一企業が商品開発して、それで売り込む。その売り込みに支援をするというんじゃなくて、そういった地域の農産物関係を利用して商品開発をするということであれば、将来的ですけど、そういったのが仮にできた場合は、全体にそういった組織をつくって還元できるような組織体制をつくる必要があるだろうと思います。例えば柿で何か商品ができれば、その柿の組織に入っているところには何パーセントかずつ収益が上がっていくような、そういった組織づくりが将来的には必要だろうと考えております。

それで質問のほうは、今回の施設は地域農産物を活用した加工品等の研究開発、そういったセンターと理解しております。それで、これも将来に向けてなんですけど、事業化に向けた支援、これというのは、市はどういった取り組みを考えているのか伺いたいと思います。

○議長（櫛川 正男君） 石井農林振興課長。

○農林振興課長（石井 太君） まず、前段の収益が上がる、全体につながるような考え方については、十二分に参考にさせていただきたいと思います。

それから、事業化に向けた支援でございますけれども、この施設の機材につきましては、中程度規模までの機械になります。大量な商品、あるいは本格的な事業化に即したものではございませんので、そういった方については、独立した事業を立ち上げていただきたいというふうに考えております。そういった中での支援につきましては、まずは現在、うきは市内にも6次産業化の国の指定を受けている事業体があります。こういった事業体に事業計画を提出して認定を受けますと、6次産業化のための施設整備事業等が国の事業の対象にもなります。こういったことへの誘導、あるいはそういった6次産業化プランナー等がございますので、そういった方々あたりの支援も市のほうから御紹介をしたいと思います。

また、うきはブランド推進課のほうで創業支援等にも力を入れておりますので、オールうきはでそういった事業については支援をしてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（櫛川 正男君） ほかに質疑ありませんか。13番、江藤議員、3回目です。

○議員（13番 江藤 芳光君） 3回目です。1点確認させてください。

指定管理料がことしの当初予算に中途でということで643万5,000円上がっております。これは債務負担行為を設定してあると思うんですが、当初予算の167ページ、168ページにはこの名称も金額も出てきませんが、債務負担行為はいつ設定したんだったのですかね。ちょっと確認です。

以上です。

○議長（櫛川 正男君） 中野企画財政課長。

○企画財政課長（中野昭一郎君） 予算書ございましたら、当初予算の12ページをお開きいただきたいんですけども、31年度に新たに債務負担行為を起こしたということで、ここに掲載をさせていただきます。平成31年度から33年度まで1,716万円の債務負担行為を計上させていただきますところがございます。（発言する者あり）予算説明書ではなく、予算書。薄いほうの12ページということになります。

○議長（櫛川 正男君） ここで石井農林振興課長より発言があります。

○農林振興課長（石井 太君） 済みません。2点、後ほどという御答弁をさせていただいておりました。

まず1点目が、岩淵議員のほうからいただいた耐用年数の関係でございます。基本的には、建物が24年、機械が10年となっております。

それからもう1点、佐藤議員のほうから御質問がありました、施設の改善であったり、そういったところの御質問につきまして、市の責任でと申し上げましたけれども、この指定管理の仕様書の中で、5万円以下の軽微なものについては指定管理料の中でまずは処理をしていくというふうなことでございます。高額なものについては、改めて市のほうで検討していくというところでございます。

以上でございます。

○議長（櫛川 正男君） ほかに質疑ありませんか。10番、佐藤議員。

○議員（10番 佐藤 湛陽君） 私も旅館を始めるとき、地域の資源を生かしたということでフルーツ懐石、あれを作成したわけでございます。だけど、本当にマスメディアでいろいろ取り出されて、だけど一番肝心なのはやっぱり支援者が要るわけですね。植木を植えても水やら肥料をやるのがいろんな人だろうと思う。だから、そのところをどう考えているのか、市長に伺いたいと思います。

○議長（櫛川 正男君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） 今、議員も御承知のように、総務省が進めます関係人口、九州では唯一、うきは市が先行的に取り組みをしております。そういう中で、企業パートナーが11社、そして

個人のうきは応援団が、たしか646名ほど賛同いただいております。

そういう意味合いで、関係人口の取り組みをしっかりと裾野を広くすることによって、今回の6次産業化研究開発・事業化支援センターとうまくタイアップできるような、そんな取り組みをさせていただきたいと、このように思っています。

○議長（櫛川 正男君） ほかに質疑ありませんか。5番、竹永議員。

○議員（5番 竹永 茂美君） いろんな議員の質問の中で幾つか回答がなされたんですけども、よくわかりませんので、再度質問いたします。

途中の回答で、イーストが開発したら、その開発した商品を市民に公開するというふうな答弁がありましたが、企業が開発したもの、それが先ほど言いましたように、商品登録や特許になると思いますが、そういう契約はなされているのか。要するにイースト側が了解しているのかというのが1点。

それから2点目に、6次産業化の国の指定を受けている施設があるというふうな答弁がなされましたが、それはうきは市にもあるというのか、あるいはうきは市じゃなくて近隣、筑後地区で結構ですので、そういうのがあるというのか。もしあるとするならば、その指定されている機関の名前と住所、それからそこで取り組んである6次化産業だと思いますが、内容についてももう少し詳しく教えていただきたいと思えます。

○議長（櫛川 正男君） 石井農林振興課長。

○農林振興課長（石井 太君） まず、先ほどの商品開発の関係でございますけれども、これは市とイーストとの協議になります。市のほうは、そういったお願いをしていくということでございますので、契約の中でそれがうたわれているものではございません。

それから、2点目の国の指定を受けてる団体につきましては、市内でJAにじ、それから大春の里、やまんどん、ファゼンダかじわら、それから新川製茶、この5つが指定を受けております。いずれも6次産業化を進めていく上では、まずは、正式な名称はちょっと私は今、失念してるんですけども、6次産業化のための計画を提出いたします。これは農水省のホームページのほうにも、全国で今、二千数百登録をされております。そのうちの5つがうきは市からの指定になります。また、その内容につきましても、そのホームページ等の中で公開をされておりますので、よろしかったらそちらのほうをごらんいただければというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（櫛川 正男君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫛川 正男君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第56号については委員会付託を省略したいと思えます。御異議ありませ

んか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**櫛川 正男君**） 異議なしと認めます。したがって、委員会付託を省略することに決しました。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**櫛川 正男君**） 討論なしと認めます。

採決します。本案を可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**櫛川 正男君**） 異議なしと認めます。したがって、議案第56号は可決することに決しました。

---

## 日程第2. 議案第51号

○議長（**櫛川 正男君**） 日程第2、議案第51号うきは市森林環境譲与税基金条例の制定についてを議題とします。

本案は総務産業常任委員会に付託していました。審査の経過及び結果について、総務産業常任委員長の報告を求めます。9番、中野総務産業常任委員長。

○総務産業常任委員長（**中野 義信君**） それでは委員会の報告をさせていただきます。

ただいま議題となりました議案第51号うきは市森林環境譲与税基金条例の制定については、総務産業常任委員会に付託されましたので、審査の経過と結果を報告します。

今年度より譲与される森林環境譲与税を、森林の整備及びその促進に関する施策の財源に充てるため、うきは市森林環境譲与税基金条例を制定するものであります。

譲与額については、今年度の991万9,000円から段階的に増額され、令和15年度から3,347万9,000円の見込みとなっているとのことであります。

譲与税の具体的活用については、効果の高い間伐等の森林整備、地域の課題に取り組んだ森林の調査、森林経営管理の円滑な運用のための取り組み、公共建築物の木造・木質化や木製品の導入など木材利用を促進する取り組み、市独自で行う森林の有する公益的機能普及啓発活動等に活用していくとの方針であり、詳細な計画は所管でつくっていくことになるが、その用途については各市町村で判断していくとの説明でありました。

審査の結果、異議なく全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上です。

○議長（**櫛川 正男君**） 報告が終わりました。

委員長の報告に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**櫛川 正男君**） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

委員長、自席へお戻りください。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**櫛川 正男君**） 討論なしと認めます。

採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長の報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**櫛川 正男君**） 異議なしと認めます。したがって、議案第51号は委員長の報告のとおり可決することに決しました。

ここで市長より発言の申し出がっておりますので、これを許可します。高木市長。

○市長（**高木 典雄君**） ここで、吉井体育センタープール解体工事の公告を6月17日に行ったことについて、おわびを申し上げたいと思います。

解体に必要な予算については、本定例会に補正予算として議案を提出しており、本来ですと議会の議決をいただいた後に工事の公告を行うこととしておりました。しかしながら、プール解体工事後に継続して実施する生涯学習センター取り壊し工事、駐車場整備工事の工期について検討した結果、当該工事をできるだけ早期に発注する必要があるとして、工期確保の観点から予算の議会議決を条件といたしまして、予算成立前に請負契約上の相手方を決定する以前の段階の準備行為である公告について、緊急の措置として実施をいたしました。

工事の公告は、補正予算の議会提案を行った6月14日の翌週の6月17日に行いました。しかし、18日の議会において議会からの御指摘を受け、同日18日に、その日のうちに公告の取り消しを行ったところでございます。

工事の入札手続は、御指摘のように原則として当然その工事に係る予算が成立して開始されるべきものであります。議員の皆様には不信感を与え、大変御心配をおかけいたしましたことに対して深くおわびを申し上げます。今後、契約手続に当たりましては、十分気を引き締めて適正な執行に当たりたいと思います。申しわけありませんでした。

---

### **日程第3. 議案第47号**

○議長（**櫛川 正男君**） 日程第3、議案第47号令和元年度うきは市一般会計補正予算（第2号）を議題とします。

本案の一部を総務産業常任委員会に付託していました。審査の経過及び結果について、総務産業常任委員長の報告を求めます。9番、中野総務産業常任委員長。

○総務産業常任委員長（中野 義信君） それでは、ただいま議題となりました議案第47号令和元年度うきは市一般会計補正予算（第2号）の所管に関する事項について、総務産業常任委員会に付託されましたので、審査の経過と結果を報告します。

当委員会では、楠原市長公室長を初め所管課長及び係長に出席を求め、歳入に関する費目の趣旨、内容及び係数を精査し、歳出に当たっては具体的な執行計画及び費用対効果等について詳細にわたり審査を行いました。

2款総務費では、森林環境譲与税基金に積み立てるための増額、また、コミュニティ事業工事費と備品購入費について、宝くじの助成金の交付決定がなされたことにより増額補正をするものであります。工事については地区公民館6カ所のエアコン設置、備品の内容については、ファンヒーター、扇風機、椅子などであるとのことでした。

エアコンは地区公民館に設置されるものであるが、御幸校区は行政区が多いため不平等ではないかとの意見が出され、上限が250万円と決まっているため、その範囲でお願いしているとの説明がありました。

6款農業費では、防災減災計画、耐震性点検・耐震化対策整備計画策定委託料の増額であります。防災減災計画策定委託料は、吉井地区の山辺県道を中心に約10カ所のハザードマップの策定を予定しているとのこと。また、耐震性点検・耐震化対策整備計画策定委託料は、西袋田ため池1カ所の予定であるとのことでありました。

防災重点ため池32カ所全体ではなく、一部の策定は難しいのではないかという質疑に対しては、ため池ごとに作成するが、市民にわかりやすいよう校区範囲のマップが必要だと考えている。また、来年度までに防災重点ため池32カ所全てについて作成していきたいとの回答でありました。

また、決壊した際の危険性を示し、市全体の分布図や被害状況がわかるマップを作成すべきとの意見に対しては、流量、傾斜、構造を計算しての分布図になると思うので、わかりやすいマップになるようコンサルに意見をを入れていくとのことでありました。

7款商工費では、低所得者・子育て世帯主向けのプレミアム付商品券事業に伴う増額補正であります。対象者は、低所得者7,100人のうち80%、子育て世帯は600人を見込んでおり、額面2万5,000円を2万円で販売し、低所得者に対しては5回の分割販売を実施するとのことでありました。

商工会が販売するプレミアム付商品券もあり、市民が間違いやすいため告知を徹底すること、また取り扱い店舗、使用期限等がわかりやすいよう工夫することが意見として出されました。

9款消防費では、デジタル簡易無線機及びチェーンソー購入に伴う増額補正であります。質疑では、無線機についてはバッテリーが高額であるため、その更新計画についての質疑に対し、既存の無線機も老朽化しているものもあり、適切に対応していくとの回答でありました。また、チェーンソーについては、災害時に対応できるような機種を購入するようとの意見がありました。

以上、審査の結果、異議なく全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、報告を終わります。

○議長（櫛川 正男君） 報告が終わりました。

委員長の報告に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫛川 正男君） 質疑なしと認めます。これで総務産業常任委員長に対する質疑を終わります。

委員長、自席へお戻りください。

次に、本案の一部を厚生文教常任委員会に付託していました。審査の経過及び結果について、厚生文教常任委員長の報告を求めます。10番、佐藤厚生文教常任委員長。

○厚生文教常任委員長（佐藤 湛陽君） ただいま議題となりました議案第47号令和元年度うきは市一般会計補正予算（第2号）の厚生文教委員会の所管に関する部分については、当委員会に付託されておりましたので、うきは市議会委員会条例第36条の規定により、委員会における審査の経過とその結果について報告いたします。

審査は、それぞれ担当課長、係長に出席いただき、詳しく説明を受け行いました。補正予算の款項目の内容については、その主な部分のみ報告いたします。

3款2項6目一般保育所費のシステム改修委託料794万1,000円の増額補正については、国においてことし5月に改正子ども・子育て支援法が成立したことを受け、10月から幼児教育・保育の無償化が実施されることによるシステム改修の予算になります。当初予算で113万4,000円を計上していましたが、4月に入り、副食費の一部負担や低所得世帯の免除などの詳細が示され、それに対応するため新たに改修が必要となったものです。全額国庫補助の対象となります。

質疑では、同じく無償化となる幼稚園について、システムに含まれるのか質問がありました。今回のシステム改修は保育所と認定こども園に対するもので、幼稚園については学校教育課が同時進行で対応していると説明がありました。

また、この無償化により、さらに事務が煩雑とまらないかと心配の意見も出されました。現行の保育料算定と同じように所得状況を把握し、副食費を減免するか判断する必要があり、システムで一元管理はできても、人の手による確認作業等で業務量はふえると説明がありました。

次に、4款1項2目予防費の保健情報システム改修委託料105万9,000円の増額補正については、今年度より成人の風しん予防接種が予防接種法で定める定期接種に位置づけられたことに伴い、当初予算でも予防接種委託料や抗体検査委託料が計上されていました。しかし、ことし2月に国から事務手続等に関するガイドラインが示され、全国一律の様式と受診する際に用いるクーポン券の交付及び発送が必要となり、新たにシステムの改修を要するものです。

背景として、妊娠初期の妊婦さんが風しんに感染するとお腹の胎児に悪い影響を与えるため、来年のオリンピック開幕までには風しん患者数を減らす目的があります。今年度については、予防接種の機会が少なく抗体保有率が低い40歳から57歳の男性を対象に実施するとしています。

質疑では、一般財源が78万7,000円減額されているが、その理由について質問がありました。当初予算に計上した風しん抗体検査手数料256万1,000円と検査勧奨通知に係る通信運搬費7万3,000円を含めた額が国の補助の対象となることが確定し、今回、一般財源の減額につながったと説明がありました。補助率は2分の1になります。

最後に、10款4項7目生涯学習センター建設費の3,206万7,000円の増額補正については、当初の敷地内プールを吉井歴史民俗資料館とあわせて解体するとの方針を変更し、プール解体を先行して実施するとしています。これにより、新たに42台分の駐車場を整備し、生涯学習センターを解体するに当たっての工事車両のスペース確保と、9月に筑後地区人権・同和教育研究集会が開催されることによる駐車場不足を解消するためと説明を受けました。

質疑では、冒頭、副市長より本会議で指摘があったプール解体工事の公告について、その経過と謝罪がありました。公告を18日付で取り下げを行い、議会議決後に設計等を精査した上で、改めて公告したいとしています。

契約をする上で予算が確保されていることが大前提ですが、今回、前述した理由やプールの基礎部分の問題もあり、工期の関係でできるだけ早く発注したいと考え、予算の議決を条件とした契約手続の一部を行ったと説明がありました。

一部の考え方については、公告を行い、契約の申し込みを受け、資格審査を行い、積算後入札となりますが、ここまでは可能と判断したようであります。ただし、その後の開札については、相手方の決定にかかわることなので議決後と判断していたと説明がありました。

委員からは、議会軽視と思われても仕方ないのではないかと厳しい意見が出されました。副市長からはこれまでの経験則に基づき可能と私が判断したが、議員に不信感を抱かせたことについては謝罪したいと発言がありました。

以前から、このプールについては早く解体し、駐車場を確保すべきだと議会からも再三促した経過もあり、解体することは大方の議員が賛成だと思われま。しかし、当初予算審議の折にも説明がなかった事業が、議会の議決前に契約の一部といえども行われていたことは互いの信頼関

係にも大きく影響する事案だと考えます。駐車場を確保したいとの合理性は認めますが、通常行わない対応をしたいという場合は事前に議会にも一言相談していれば、こんな事態にはならなかったのではないかと思います。

以上、慎重審査の結果、全会一致で原案どおり可決すべきものと決しましたので報告します。

○議長（櫛川 正男君） 報告が終わりました。

委員長の報告に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫛川 正男君） 質疑なしと認めます。これで厚生文教常任委員長に対する質疑を終わります。

委員長、自席へお戻りください。

これより議案第47号について討論を行います。討論はありませんか。7番、鎌水議員。

○議員（7番 鎌水 英一君） 反対討論がございませんので、そこで賛成の立場ですが一言申し上げたいと思います。

市長の発言がありました件について、厚生文教常任委員会の慎重なる審査が行われ、ただいま委員長より報告がありました。職員の予算を初めとする立案等には努力は見られます。しかし、昨今、余りにも謝罪案件が多く、その他多数に不審に思う点があります。特に今回の件です。

答弁では、違法性がないということですが、ホームページより削除の上、入札公告の中止を行っています。中止をしたから簡単に納得する問題ではございません。二元代表制のもと、我々議員が担う役割の重要性はますます高まっている状況でもあります。監視、評価と提言を促す責任があります。市長、副市長、お二人は国の機関でもある国土交通省のOBであり、主に事務方をやられていたと聞いております。また、そういう立場上、執行されたのではないのでしょうか。残念でなりません。

結果、国や県でもこのような予算執行の扱いを行っている上での判断だろうが、小さな自治体では通用しません。確かに市民の目があります。それから、市長、副市長発言で横軸の言葉が頻繁に出てきます。横軸の判断は進展する、前に進むだけでなく、議論を尽くし、後退に対しても非常に実現ある使命だと思うものです。

また、指名委員会の皆さんへお伝えします。今後、慎重な上、判断を持って執行することを願います。

最後に、管理職の皆さん、今後の市の運営にさらなる責任を持って職に全うしていただきたい。

以上です。

○議長（櫛川 正男君） 次に、反対討論を許します。反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫛川 正男君） これで討論を終わります。

本案は起立により採決をいたします。本案を可決することに賛成の議員の起立を願います。

〔賛成者起立〕

○議長（櫛川 正男君） 起立多数です。したがって、議案第47号は委員長の報告のとおり可決することに決しました。

---

日程第4. 議案第49号

日程第5. 議案第50号

日程第6. 議案第52号

○議長（櫛川 正男君） 日程第4、議案第49号うきは市道路線の認定についてから日程第6、議案第52号うきは市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてまでは総務産業常任委員会に付託していました。審査の経過及び結果について、一括して総務産業常任委員長の報告を求めます。9番、中野総務産業常任委員長。

○総務産業常任委員長（中野 義信君） それでは、今、議長が言われましたように、3件まとめて報告をいたします。

議案第49号うきは市道路線の認定について。ただいま議題となりました議案第49号につきまして、審査の経過と結果を報告します。

今回の市道認定は、吉井町鷹取の宮田・二ノ上線です。久留米・うきは工業団地内、うきは市の区画約10ヘクタールの北側に位置する新設の道路認定であります。幅員は10メートル、延長は329メートルです。

現地調査及び審査の結果、異議なく全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第50号コミュニティセンターの指定管理者の指定については、吉井コミュニティセンターの指定管理者として、吉井地区自治協議会を指定するものであります。指定する期間は、令和元年7月1日から令和3年3月31日までです。吉井コミュニティセンターは、るり色ふるさと館の開館と同時に移転することとしているため、現在の建物の指定管理を6月30日で解除し、7月1日から指定するものです。

指定期間については、コミュニティセンターは3年ごとに更新を行う予定ですが、ほかの地区のコミュニティセンターの指定期間の終了期とあわせるため、令和3年3月31までの指定期間としているとの説明でありました。

審査の結果、異議なく全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第52号うきは市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について。働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律の施行及び国家公務員に

において人事院規則で超過勤務命令の上限の措置等が設けられたことを踏まえ、本市においても市職員の時間外勤務命令を行うことの上限を規則で定めるため、条例の一部を改正するものであります。

時間外勤務ができる時間を一月45時間、年間360時間ということで上限を設けており、特例として大規模災害等の際は一月100時間、年間720時間以内は認めることにはなっているとのことであります。

職員の時間外勤務実態について質疑したところ、事前申請主義となっており、必ず管理職の時間外勤務命令に基づき勤務し、勤務後に管理職に報告を行い、改めて管理職が承認することになっており、命令と確認を徹底しているとの回答でありました。

審査の結果、異議なく全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上です。

○議長（榎川 正男君） 報告が終わりました。

委員長の報告に対する質疑を一括して受けます。質疑のある方は、議案番号を述べて質疑をお願いいたします。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（榎川 正男君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

委員長、自席へお戻りください。

これより議案第49号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（榎川 正男君） 討論なしと認めます。

採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案を可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（榎川 正男君） 異議なしと認めます。したがって、議案第49号は委員長の報告のとおり可決することに決しました。

次に、議案第50号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（榎川 正男君） 討論なしと認めます。

採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案を可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（榎川 正男君） 異議なしと認めます。したがって、議案第50号は委員長の報告のとおり

り可決することに決しました。

次に、議案第52号について討論を行います。討論はありませんか。5番、竹永議員。

○議員（5番 竹永 茂美君） 議案に賛成する立場から討論を行わせていただきたいと思います。

働き方改革に対しての指針や法律が施行されました。これはうきは市においては、うきは市に働く全ての方に該当するものではないかというふうに考えております。本年4月、文科省より、学校における労働安全衛生管理体制の整備のためにという第3版が発行されていることが私の一般質問の後にわかりました。

内容を見ましたら、市長部局のほうにも届けていますのでおわかりになるかと思いますが、1ページの一番上に労働安全衛生管理体制の未整備は法令違反。学校の設置者は法令上、求められている体制整備をとということで、学校の設置者、いわゆる市長に対して法令上、体制整備が求められています。なおかつ、今回詳しくなっていますが、1、学校において求められる労働安全衛生管理体制で、（1）教職員50人以上の学校で選任・設置を要するもの、そして、次のページに（2）教職員10名から49名の学校で選任するもの、（3）学校における面接指導体制の整備など書いてあります。

今回、一般質問の後、市長のほうからも答弁がありまして、このような答弁であったように記録しております。学校現場でもさまざまな働き方改革がなされています。我が市におきましても学校現場にあって同様、しっかりと働き方改革に取り組んでいきたいと思っていますという答弁があり、大変期待をしとったわけですが、先ほど言いましたように、その後、いろんな資料をいただきましたら、本年になってこのパンフレット、それから文科省のほうからもたくさんの資料が出されていることがわかりました。このファイル1冊ぐらいになります。

そこで管轄する課長さん2人と話す機会があったわけですが、残念ながら冒頭に出た言葉は、議員さんおわかりになりますように、50人以上やったら衛生委員会の設置が必要なんです。でも、学校現場は10人から49人ですから、こっちですよということでは、市長が答弁された、学校現場に当たっても同様に、しっかりと働き方改革に取り組んでいきたいというふうに述べられたことと大変矛盾するのではないかというふうに思いました。

したがって、今回、この52号議案の中で書いてありますように、管理職がしっかりと取り組んでいくというふうに書いてありますので、学校を管轄する、あるいは市全体を管轄する管理職におかれましても、市長の発言を十分生かし、市の職員の勤務時間、休暇等に関する条例が生かされるよう強くお願いしまして、賛成討論としたいと思います。

以上です。

○議長（櫛川 正男君） 次に、反対討論を許します。反対討論は。6番、岩淵議員。

○議員（6番 岩淵 和明君） 反対討論をさせていただきます。

条例改正の中身は、第3項を追加して規則で定めるということで、規則の中では従来、健康管理に考慮するという事の中身が、具体的に時間数を上限切るということで定められるということの中身だというふうに理解しました。

ただ、時間の中身そのものが、やはり本来働き方改革という意味で言えば、労働基準法が前提にあるわけであります。そのところがやっぱりきちんと論議されていない、当初からの国会で成立した働き方改革関連の法案についてももともとそうであったんですけども。うきは市において、この条例を改正するに当たって、特に実際に職員の方々への聞き取り、実態調査等も含めて、やはりまだまだ不十分だというふうに思ってます。そういう意味では、今回の上限の規制自体が過労死認定ラインをさらに超える内容になってるということが1点目。

それから、大規模災害等についても、災害だから仕方ないという側面があるんですけども、やっぱりそれでは済まされない、後検証ということになっているので、事前にきちんとやっぱり管理していくということが必要ではないかなというふうに思っています。

それから、先ほども言いましたけども、実態の検証及び業務の見直し、それから要因の今、どうなるのかという問題、それから働き方が偏在しているというか、偏ってるということも含めて、そういう意味でもマネジメントをやっぱりきちんとしないといけないだろうというふうに思います。そういうことと、あともう一つはやっぱりインターバル規制ということについてもきちんと論議していただければ、国からの通知だけで必ず変えなきゃいけないというものではなくて、現場でどうだったのかということをやったりきちんと議論することが大事ではないかなというふうに思います。そういう立場から、今回、反対させていただきます。

○議長（櫛川 正男君） 次に、賛成討論を許します。賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫛川 正男君） これで討論を終わります。

本案は起立により採決をいたします。本案を可決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（櫛川 正男君） 賛成多数でございます。したがって、議案第52号は委員長の報告のとおり可決することに決しました。

ここで暫時休憩といたします。10時45分より再開します。

午前10時36分休憩

.....  
午前10時45分再開

○議長（櫛川 正男君） 再開します。

## 日程第7. 陳情第10号

○議長（櫛川 正男君） 日程第7、陳情第10号（平成30年継続分）地元高校生との意見交換会（対話）の企画・開催についてを議題とします。

本案は議会運営委員会に付託していました。審査の経過及び結果について、議会運営委員長の報告を求めます。7番、鍮水議会運営委員長。

○議会運営委員長（鍮水 英一君） ただいま議題となりました陳情第10号地元高校生との意見交換会（対話）の企画・開催について、審査の経過と結果を報告します。

本陳情は、平成30年12月議会から継続審査としていました。陳情の趣旨は、地元高校生との意見交換、対話会を行うことによって、地元高校生の主権者教育に資することや高校生の意見を聞き、対話することで、市の施政課題や解決策についてのヒントを得る等の成果が期待できるというものです。

これまで審査における陳情者からの参考として示されました小郡市議会の高校生との意見交換会についての内容調査や別府市議会及び大分市議会への視察結果、また、議会改革特別委員会において協議を重ねながら、ことしの1月から2月にかけて10地区の自治協議会で実施しました市民皆さんとの意見交換会の総括を踏まえ、選挙権が18歳以上に引き下げられたことと、高校生の意見や政治意識を喚起する意見交換会の必要性から、陳情の趣旨を願意妥当と認め、審査の結果、全会一致で趣旨採択とすべきものと決しました。

以上です。

○議長（櫛川 正男君） 報告が終わりました。

委員長の報告に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫛川 正男君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

委員長、自席へお戻りください。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫛川 正男君） 討論なしと認めます。

採決します。本案に対する委員長の報告は趣旨採択です。本案を委員長の報告のとおり趣旨採択することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫛川 正男君） 異議なしと認めます。したがって、陳情第10号は委員長の報告のとおり趣旨採択することに決しました。

## 日程第8. 請願第1号

○議長（**櫛川 正男君**） 日程第8、請願第1号主要農作物種子法の新たな法整備及び条例制定を求める請願書を議題とします。

本案は総務産業常任委員会に付託していました。審査の経過及び結果について、総務産業常任委員長の報告を求めます。9番、中野総務産業常任委員長。

○総務産業常任委員長（**中野 義信君**） それでは、請願第1号についての説明をいたします。

請願第1号主要農作物種子法の新たな法整備及び条例制定を求める請願書について、審査の経過と結果を報告します。

請願の審査につきましては、まず紹介議員である竹永議員から説明を受けました。

主要農産物である米、麦、大豆の優良な種子を安定的に生産し、供給することを国の果たすべき役割と定めた主要農作物種子法が昨年4月1日に廃止されました。この法律廃止によって、都道府県が行ってきた品種開発と安定供給がなくなり、安価で良質な種子の安定供給が脅かされる心配が出てきています。

このことから、国においては、食の安全と安心を守り、公共財としての多様な種子を守るため、同法にかわる新たな法律の制定を求め、福岡県においては、現行の種子生産、普及体制を維持し、本県農業の主要農産物の種子の安定供給や品質向上、また、農業者や消費者の不安を払拭するために同法にかわる県独自の条例を制定されるよう求める意見書の提出を求める内容でありました。

種子法廃止法案に対する参議院の附帯決議にありますように、主要農産物の流通確保のため適切な基準を定めること、また、都道府県への財源確保及び種子の国外流出禁止並びに種子独占弊害の防止等に万全を期すことは、食の安全・安心や日本の農業を守るために必要なことから、請願の趣旨は願意妥当と認め、審査の結果、全会一致で採択すべきものと決しました。

以上です。

○議長（**櫛川 正男君**） 報告が終わりました。

委員長の報告に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**櫛川 正男君**） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

委員長、自席へお戻りください。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**櫛川 正男君**） 討論なしと認めます。

採決します。本案に対する委員長の報告は採択です。本案を委員長の報告のとおり採択することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫛川 正男君） 異議なしと認めます。したがって、請願第1号は委員長の報告のとおり採択することに決しました。

---

### 日程第9. 請願第2号

○議長（櫛川 正男君） 日程第9、請願第2号建設従事者のアスベスト被害の早期救済・解決と被害者救済基金の設立を検討することを国に働きかける意見書提出を求める請願書を議題とします。

本案は厚生文教常任委員会に付託していました。審査の経過及び結果について、厚生文教常任委員長の報告を求めます。10番、佐藤厚生文教常任委員長。

○厚生文教常任委員長（佐藤 湛陽君） ただいま議題となりました請願第2号建設従事者のアスベスト被害の早期救済・解決と被害者救済基金の設立を検討することを国に働きかける意見書提出を求める請願書は、当委員会にその審査を付託されていまして、うきは市議会委員会条例第36条の規定により、審査の経過とその結果について報告いたします。

審査では、請願者からの請願趣旨説明の申し出があり、まず審査冒頭に口頭による説明を受けました。

本請願の趣旨は、国や建材製造企業に対し、建設従事者のアスベスト被害の早期救済と被害の根絶を図る対策を求めるとともに、被害者が負担なく救済されるための被害者救済基金創設の検討を求めるものです。

皆さん御承知のとおり、建設アスベスト被害とは建設現場の就労者がアスベストを含んだ建材を切断したり、削ったり、解体工事で破砕するなどしてアスベスト粉じんを吸収し、長い期間を経て石綿肺がんや中皮腫といった重篤な病気にかかってしまうことです。

平成18年3月に石綿健康被害救済法が制定されましたが、この法律では保険外の治療費3割負担と療養または死亡見舞金という性格のものであり、健康や命を失うという被害そのものに対する損害を賠償する部分はありません。また、労災保険についても同じことが言えます。

そうした不十分な制度の是正を求め、平成20年に東京で提訴されて以来、全国で12件の訴訟が進行しており、原告数は約800名、被害者数は約700名となっています。平成24年からは国の責任を認める判決が10件連続となっていますが、国や企業はまだ和解に応じていません。提訴から10年以上が経過し、多くの被害者が命を落とし、病も進行しています。

本請願の目的は、全ての被害者が汚染原因者の謝罪とその負担により救済されることであり、それが裁判による訴訟解決ではなく、被害者救済基金の創設によって救済されるように求めています。

被害を発生させた者が何ら責任を負わないことになれば、被害の繰り返しにもつながりますし、また、被害の解決には原因者による被害者への謝罪も不可欠です。

アスベストは耐久性に強く、丈夫で変化しにくいという特性から世界的に広く普及してきました。しかし、欧米では研究によりアスベストの危険性が判明し、早くから使用を禁止する中、日本においては経済発展が優先し、人命を軽視してきたことが被害の拡大につながっています。危険性が指摘された当時から防じんマスク等の対策を講じていれば、現在のように中皮腫で亡くなる方が年々増加し続けることはなかったと思われま

す。また、アスベストの施工された建物を解体する場合、施主が処分費用を負担することになっていますが、本来、国や企業といった原因者が負担すべきものです。このままでは、きちんと飛散防止がされない解体も危惧され、第2、第3の被害にもつながります。

以上のような理由から、本請願は願意妥当として、委員会において全会一致で採択されました。

なお、意見書については追加議案として出しておりますが、福岡県下においては、同様な意見書が60市町村のうち42市町村で既に可決されています。うきは市においても、今定例会でぜひとも皆様の御賛同を賜り、国へ提出したいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

○議長（櫛川 正男君） 報告が終わりました。

委員長の報告に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫛川 正男君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

委員長、自席へお戻りください。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫛川 正男君） 討論なしと認めます。

採決します。本案に対する委員長の報告は採択です。本案を採択することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫛川 正男君） 異議なしと認めます。したがって、請願第2号は委員長の報告のとおり採択することに決しました。

---

#### 日程第10. 追加議案上程

○議長（櫛川 正男君） 日程第10、追加議案の上程を行います。発議第1号、1件、意見第1号から意見第3号まで3件を上程します。

---

## 日程第11. 発議第1号

○議長（**櫛川 正男君**） 日程第11、発議第1号うきは市議会議員の議員報酬等の特例に関する条例の全部を改正する条例の制定についてを議題とします。

局長に議案の朗読をさせます。局長。

○事務局長（**石井 良忠君**） 発議第1号うきは市議会議員の議員報酬等の特例に関する条例の全部を改正する条例の制定について。

標記の条例案を地方自治法第112条の規定により、別紙のとおり提出する。令和元年6月25日提出。うきは市議会議長櫛川正男様。提出者、うきは市議会議員鎌水英一、賛成者、うきは市議会議員岩淵和明、同佐藤湛陽、同中野義信、同熊懐和明、同竹永茂美。

以上です。

○議長（**櫛川 正男君**） 朗読が終わりました。

提出者から提案理由の説明を求めます。7番、鎌水英一議員。

○議員（**7番 鎌水 英一君**） 発議第1号うきは市議会議員の議員報酬等の特例に関する条例の全部を改正する条例の制定について。

うきは市議会議員の議員報酬等の特例に関する条例につきましては、平成25年3月議会において制定されております。この条例の趣旨は、市政が市民の謹厳な負託によるものと認識し、議員としての活動が長期的に不可能となった場合における当該議員の議員報酬及び期末手当の支給について、特例として定めたものです。

本条例の改正に当たり、議会改革特別委員会で全議員による協議を行い、運用方法や課題等について整理を行ってきました。条例施行以降、本条例の適用により、不支給、あるいは減額となった議員はおりません。また、近隣市の状況ですが、議員が逮捕、拘束され、議会の会議等に出席できない場合に議員報酬及び期末手当を不支給または支給停止とする規定を盛り込まれている例もございます。

以上のような論点を踏まえ、改正案の作成をいたしましたので御説明をいたします。

内容については、まず、改正案第2条に各用語を定義することで条例内容をより明確にするため、追加しています。

改正案第3条第1項については、地方分権の進展に伴い、国や県から多くの権限が市に移譲される中、今後ますます議会の果たすべき役割は大きくなっております。多様な課題に対応するため、定例会の会期以外の期間においても全員協議会や各委員会の閉会中の継続審査、調査を毎月実施していることから、会議の重要性を鑑み、出席の対象になる会議を含めるものです。

また、現行第4条にある適用除外項目の公務上の災害等により議長が認めた場合は、除外することを第1項のただし書きとして追加しています。また、同条第2項は、不慮の事故等によるけ

がや不測の病気等により会議等に欠席せざるを得ない場合に、医師の証明に基づき議長が認める範囲で最長1年間は報酬を支給することとし、1年以降は報酬を支給しないことを追加規定とするものです。さらに同条第3項は、無届け欠席の場合の報酬減額の規定ですが、第1項同様、定例会の会期中に開催される全員協議会、各委員会等の会議も含めることとしたものです。同条第4項については、報酬の支給再開の時期を規定したのですが、第1項、第3項同様、会議等と規定しました。

改正案第4条から第9条については、刑事事件に関して厳格に対処するため、新たに追加規定するものです。

改正案第4条は、逮捕等の期間における議員報酬の支給停止を規定しています。改正案第5条は、公訴中の期間における議員報酬の支給停止及び無罪が確定した場合の支給を規定しています。改正案第6条は、有罪判決が確定した場合、また、第7条は、刑事施設に収容された場合における議員報酬の不支給を規定しています。改正案第8条、第9条については、議員報酬の減額、不支給及び支給停止とされた期間における期末手当を不支給または支給停止とする規定を追加しました。

以上のとおり、今回、条例改正案を提出しましたので、議員の皆様の御賛同をお願い申し上げます。提案理由の説明といたします。

○議長（櫛川 正男君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫛川 正男君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

鑑水議員、自席へお戻りください。

お諮りします。発議第1号については委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫛川 正男君） 異議なしと認めます。したがって、委員会付託を省略することに決しました。

これより討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫛川 正男君） 討論なしと認めます。

採決します。本案を可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫛川 正男君） 異議なしと認めます。したがって、発議第1号は可決することに決しま

した。

---

### 日程第12. 意見第1号

### 日程第13. 意見第2号

○議長（**櫛川 正男君**） 日程第12、意見第1号主要農作物種子法の新たな法整備を求める意見書（案）の提出についてと日程第13、意見第2号主要農作物種子法にかわる福岡県独自の条例制定を求める意見書（案）の提出については関連がありますので、一括して議題といたします。

局長に議案の朗読をさせます。

なお、意見書（案）の朗読は省略します。局長。

○事務局長（**石井 良忠君**） 意見第1号主要農作物種子法の新たな法整備を求める意見書（案）の提出について。上記の議案を別紙のとおり、うきは市議会会議規則第14条の規定により提出します。令和元年6月25日。うきは市議会議長櫛川正男様。提出者、うきは市議会議員中野義信、賛成者、うきは市議会議員鍮水英一、同伊藤善康、同熊懷和明、同野鶴修、同組坂公明。

意見第2号主要農作物種子法にかわる福岡県独自の条例制定を求める意見書（案）の提出について。上記の議案を別紙のとおり、うきは市議会会議規則第14条の規定により提出します。令和元年6月25日。うきは市議会議長櫛川正男様。提出者、うきは市議会議員中野義信、賛成者、うきは市議会議員鍮水英一、同伊藤善康、同熊懷和明、同野鶴修、同組坂公明。

以上です。

○議長（**櫛川 正男君**） 朗読が終わりました。

提出者から提案理由の説明を求めます。9番、中野義信議員。

○議員（**9番 中野 義信君**） それでは、意見第1号及び意見第2号の提案理由の説明をいたします。

ただいま議題となりました意見第1号主要農作物種子法の新たな法整備を求める意見書の提出について及び意見第2号主要農作物種子法にかわる福岡県独自の条例制定を求める意見書の提出について、一括して提案理由の説明を申し上げます。

主要農産物である米、麦、大豆の優良な種子を安定的に生産し、供給することを国の果たすべき役割と定めた主要農作物種子法が昨年4月1日に廃止されました。これにより都道府県が行ってきた種子の改良や安定供給の取り組みに法的な裏づけがなくなり、今後、種子価格の高騰や地域条件等に適合した品種の生産、普及などが衰退してしまうのではないかと不安が広がっています。

このことから、国においては国民の食料安定確保のため、種子を国民の共有財産として守り、次世代に引き継いでいくために同法にかわる新たな法律の制定を求め、福岡県においては、現行

の種子生産、普及体制を生かし、本県農業の主要農産物の優良な種子の安定供給や品質確保の取り組みを後退させることなく、農業者や消費者の不安を払拭するために同法にかわる県独自の条例を制定されるよう求める意見書をそれぞれに提出するものでございます。

皆様の御賛同をお願いいたします。

今、事務局のほうからそれぞれに、国なり県なりに意見書の関係を言われましたが、請願者から3つ出されておりました。2つについては、そのことを書いておりますけれども、ただ3つ目については農業競争力強化支援法第8条第4号を削除しとある内容です。そして、各都道府県が有する種子に関する知見を民間企業へ提供、促進をやめることというのがありましたけれども、これについては、支援法の第8条第4号というのを委員会でも確認しまして、この種子法についての意見書が県下60市町村の中で幾つか議会では出されております。

そういった中で大牟田なり、みやま市、それから柳川市などの意見書の内容を確認しましたけれども、そういった参考についての具体的な記述は確認できませんでしたので、意見書の中には入れておりませんことを報告いたします。

以上です。

○議長（櫛川 正男君） 説明が終わりました。

これより質疑を一括して受けます。質疑のある方は意見番号を述べて質疑をお願いいたします。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫛川 正男君） 質疑なしと認めます。これで意見第1号、第2号の質疑を終わります。

中野議員、自席へお戻りください。

お諮りします。意見第1号、意見第2号については委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫛川 正男君） 異議なしと認めます。したがって、委員会付託を省略することに決しました。

これより意見第1号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫛川 正男君） 討論なしと認めます。

採決します。本案を可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫛川 正男君） 異議なしと認めます。したがって、意見第1号は可決することに決しました。

次に、意見第2号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**櫛川 正男君**） 討論なしと認めます。

採決します。本案を可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**櫛川 正男君**） 異議なしと認めます。したがって、意見第2号は可決することに決しました。可決しました意見書は、それぞれ関係機関へ送付いたします。

---

#### **日程第14. 意見第3号**

○議長（**櫛川 正男君**） 日程第14、意見第3号建設従事者のアスベスト被害の早期救済・解決と被害者救済基金の設立を検討することを求める意見書（案）の提出についてを議題とします。  
局長に議案の朗読をさせます。

なお、意見書（案）の朗読は省略します。局長。

○事務局長（**石井 良忠君**） 意見第3号建設従事者のアスベスト被害の早期救済・解決と被害者救済基金の設立を検討することを求める意見書（案）の提出について。上記の議案を別紙のとおり、うきは市議会会議規則第14条の規定により提出します。令和元年6月25日。うきは市議会議長櫛川正男様。提出者、うきは市議会議員岩淵和明、賛成者、うきは市議会議員佐藤湛陽、同江藤芳光、同上野恭子、同竹永茂美、同佐藤裕宣、同佐藤茂和。

以上です。

○議長（**櫛川 正男君**） 朗読が終わりました。

提出者から提案理由の説明を求めます。6番、岩淵和明議員。

○議員（**6番 岩淵 和明君**） それでは、ただいま議題となりました建設従事者のアスベスト被害の早期救済・解決と被害者救済基金の設立を検討することを国に働きかける意見書について提案をさせていただきます。

意見書提出のもとになりました請願については、先ほど厚生文教常任委員会の委員長より報告がありましたので、提案趣旨については略させていただきます。

その中で、2つほどお伝えしたいと思っております。1つは、配付しております意見書（案）のところで、タイトルも含めて上から8行目に、建築基準法との関係で委員会でも質問がありましたので、こういった経過があったのかといったところを少しお伝えしておきたいと思っております。

建築基準法というのは、昭和25年に制定されたものでありますけれども、その中でアスベスト関係の材料について、不燃材や耐火工法に関する定義と定められた項目の中に石綿板、あるいは石綿スレートの名称が使われていた経過がありまして、これが昭和62年とか、平成12年に

削除されてきたという経過があることをお伝えしておきたいというふうに思います。

それからもう一つは、うきは市でこの決議案を上げるに当たって、うきは市の現状はどうかということを少し述べさせていただきたいと思います。

うきは市の建設業については、平成27年度の国勢調査によって就労人口が示されておりますけれども、大体9%程度、1,330人ほどおります。福岡県全体が8%ですので、少し多いという感じがあるのかなというふうに思っています。なお、一人親方及び被雇用者という方が大体全体の8割になるということになります。

アスベストの使用が全面禁止された平成24年までに約1,000万トンが消費され、8割以上が建材として使用されたと言われております。建築物の老朽化による解体が今後増加し、建設業に従事する方々の健康被害が増大することが心配されており、平成17年度に施行された石綿障害予防規則、いわゆる解体に伴うレベル別の判定に基づく飛散防止の徹底、こういったことが求められております。

昨年解体したムラおこしセンターの隣の商工会議所でアスベスト使用が確認され、飛散防止の工事が行われております。今後、公共施設を含む老朽化による長寿命化工事や解体工事の際に、調査費用や防御のための費用でコスト等がかさむことなど、こういった国の施策にも重要な課題と言えるのではないかと思います。そういう点では、地方自治体に対する影響もあるというふうに思っております。

最後に、意見書の内容で、建設従事者のアスベスト被害の早期解決と被害の根絶を図り、被害者に対して速やかに負担なく救済するための被害者救援基金の創設を検討することを求め、地方自治法第99条の規定により意見書として提出いたします。

各議員の皆様には御趣旨を御理解いただき、御賛同いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

以上です。

○議長（櫛川 正男君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫛川 正男君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

岩淵議員、自席へお戻りください。

お諮りします。意見第3号については委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫛川 正男君） 異議なしと認めます。したがって、委員会付託を省略することに決しま

した。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**櫛川 正男君**） 討論なしと認めます。

採決します。本案を可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**櫛川 正男君**） 異議なしと認めます。したがって、意見第3号は可決することに決しました。可決しました意見書は、関係機関へ送付いたします。

---

### 日程第15. 諸報告

○議長（**櫛川 正男君**） 日程第15、諸報告を行います。

議員のみ配付をしております市外からの陳情は、お手元に配付のとおりとなっております。ごらんいただきますようお願いいたします。

---

### 日程第16. 閉会中の審査・調査の申出について

○議長（**櫛川 正男君**） 日程第16、閉会中の審査・調査の申出についてを議題とします。

お諮りします。総務産業常任委員会、厚生文教常任委員会からお手元に配付のとおり、それぞれ閉会中の審査及び調査の申し出がっております。これを許可することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**櫛川 正男君**） 異議なしと認めます。したがって、各委員長からの申し出のとおり、閉会中の審査及び調査とすることに決しました。

○議長（**櫛川 正男君**） 以上で、全ての議案の審議が終了いたしました。

お諮りします。本会議において議決されました案件で、条項、字句、数字その他の整理が必要を要するものにつきましては、会議規則第45条により、その処理を議長に委任していただきたいと思えます。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**櫛川 正男君**） 異議なしと認めます。よって、議決された案件で、条項、字句、数字その他の整理は議長に委任していただくことに決定いたしました。

ここで市長から挨拶の申し出がっておりますので、これを許します。高木市長。

○市長（**高木 典雄君**） 議長のお許しをいただきましたので、第2回市議会定例会閉会に当たって一言お礼と御挨拶を申し上げます。

6月14日から本日までの12日間、開会をいたしました第2回うきは市議会定例会におきまして、議員各位には連日、慎重に御審議を賜り、衷心より敬意と感謝の意を表する次第でございます。おかげをもちまして、いずれの議案も原案どおり御議決、御承認をいただき、厚くお礼を申し上げます。

本定例会におきましては、審議の過程で追加提案するなど、議員の皆様に変御面倒をおかけいたしましたことを深くお詫びを申し上げます。御審議の際にいただきました御意見、御提言につきましては、十分これを尊重し、検討いたしまして、今後の市政運営に心して務めてまいりたいと存じております。

さて、九州北部の梅雨入りは過去最も遅い記録を更新しているところでありますが、今週には梅雨入りの見込みとなっております。7月に入りますと毎年のように局地的で集中的な雨による災害が全国各地で発生する状況であり、うきは市におきましても過去の経験を忘れず、防災体制の再確認など十分に気を引き締めて行ってまいりたいと思っております。

また、梅雨から夏にかけて、これからますます暑くなってまいります。議員の皆様におかれましては健康に十分に留意されまして、うきは市の発展のために、今後ともなお一層の御尽力を賜りますようお願いを申し上げます。閉会に当たりましての挨拶とさせていただきます。御苦勞さまでございました。

○議長（**櫛川 正男君**） 報告します。9月定例会の開会日は9月6日金曜日開会予定といたしておりますので、報告しておきます。

これをおもちまして、令和元年第2回うきは市議会定例会を閉会します。お疲れさまでした。

○事務局長（**石井 良忠君**） 起立、礼。お疲れさまでした。

午前11時30分閉会

---

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和 年 月 日

議 長 櫛 川 正 男

署名議員 江 藤 芳 光

署名議員 佐 藤 茂 和